

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たの翌日が休日は、  
当たの翌日がとどける)

## 鳥取県規則第四十二号

行旅病人及び行旅死亡人取扱規則の一部を改正する規則

行旅病人及び行旅死亡人取扱規則(昭和三十三年八月鳥取県規則第三十  
一號)の一部を次のように改正する。

第五条本文を次のように改める。

行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者の救護又は取扱いに關し市町村費  
をもつて繰り替えなければならない費用の限度は、別表のとおりとする。

別表を次のように改める。

別表

費 用 の 種 目	費 用 の 限 度 額
医師の診察料、手術料、旅費、日当 及び診断書料	生活保護法による保護の基準(昭和 三十八年厚生省告示第百五十八号)。
薬価及び療養に関する必要品費 看護人費	以下「保護の基準」という。)別表 第四に定める医療扶助基準の額
入院料	一食につき
食 料	百 円

## 規 則

- ◆規 則 行旅病人及び行旅死亡人取扱規則の一部を改正する規則
- ◆告 示 国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの
- ◆教 委 告 示 小売販売業者甲の業者登録
- ◆公 告 ピロプラズマ病検査等の実施  
米飯提供業者の登録  
土地改良区の定款の変更の認可  
臨時教育委員会の会議の招集  
新たに行なおうとする土地改良事業計画の認可  
消防設備士試験(特例試験)の合格者
- ◆計量器定期検査の実施

行旅病人及び行旅死亡人取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十二年八月十八日

鳥取県知事 石破二朗

番人費

護送に関する諸費

一人一時間につき

百 円

運搬に関する諸費  
死体検査料及び検案書料、仮土葬及び火葬に関する諸費

保護の基準別表第七に定める葬祭扶助基準の額

鳥取県告示第五百三十九号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第一百四十九条の規定に基き  
港市及び倉吉市の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第百四  
十三条の規定により告示する。

檢査日時	検査区域	検査場所
九月十八日 午前九時三十分から 午後三時まで	境港市	境公民館
十九日 午前十時から 午後三時まで	外江公民館	渡中浜
二十日 午前九時三十分から 午後三時まで	上道	余子
二十一日 午前十時から 午後三時まで	計量器所在場所	上道
二十二日 午前九時三十分から 午後三時まで	倉吉市	境公民館
二十三日 午前十時から 午後三時まで	上井工商厚生会館	倉吉市農業協同組合西郷支所
二十四日 午前十時から 午後三時まで	倉吉市農業協同組合西郷支所	上灘小学校
二十五日 午前九時三十分から 午後三時まで		
二十六日 午前九時三十分から 午後三時まで		
二十七日 午前九時三十分から 午後三時まで		
二十九日 午前九時三十分から 午後三時まで		
十月一日 午前九時三十分から 午後三時まで		
二日 午前十時から 午後三時まで		
三日 午前十時から 午後三時まで		

2 この規則施行前に救護し、又は取り扱つた行旅病人、行旅死亡人又はその同伴者に關し繰り替えなければならない市町村費の限度については、なお従前の例による。

により、次のとおり告示す

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県告示五百四十四号

食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第二十二条の二

第二項の規定に基づき、次のとおり小販業者甲の業者登録をしたので、同規則第二十三条の規定により告示する。

昭和四十二年八月十八日

鳥取県知事  
石  
破  
二  
朗

六言句

卷之三

り告示する。

鳥取県告示第五百四十一号

## 食糧管理法施行規則（昭和二十二年農林省令第百三号）第三十五条の四

第一項の規定に基づき、次のとおり米飯提供業者の登録をしたので、同規

鳥取県知事

1

一  
朗

四



**鳥取県知事第五回目十回印**  
昭和四十二年四月三十日付セヨ湯山土地改良区から申請のあつた新たに  
行なふべき土地改良（農道整備）事業にてこゝで、審査の結果その計  
画を通過し認めたるや、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第  
四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定によつて、次のと  
おり告示す。

昭和四十二年八月十八日

鳥取県知事 石 破 一 朗

昭和四十二年八月十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

甲種第1類

手 島 孝 山 中 将 嘉 生 田 勝 久 山 田 茂 三 蔵

島 壁 末 吉 内 田 薩 男 田 村 岩 夫 村 上 輝 三

田 宗 春 池 田 年 五 郎 山 口 茂 夫 長 谷 川 博

持 高 野 善 吉 藤 井 辰 二 坂 口 慎 之 輔 浅 田 仁 隆

高 井 清 隆 長 尾 良 彦 井 上 喜 司 渡 辺 哲 夫

田 田 隆 井 長 尾 良 彦 井 上 喜 司 渡 辺 哲 夫

甲種第4類

遠 藤 軍 寿 漆 原 規 雄 難 波 博 大 西 昭 雄

伊 東 昭 年 今 井 利 郎 古 藤 好 夫

富 盛 常 松 恒 雄 菊 留 敏 治 古 藤 好 夫

柿 木 常 松 恒 雄 吉 岡 信 義 小 豆 沢 好 夫

本 庄 富 岩 雄 平 野 泰 正 植 原 原 貢

原 秀 田 中 富 士 男 平 野 泰 正 植 原 原 貢

義 人 岩 田 奥 田 久 山 根 久 夫 田 原 実 寛

岸 野 善 次 郎 有 松 正 美 谷 紙 武 田 照 家

川 議題 1 昭和四十一年度使用教科書採択状況について  
2 ハの主

**公 告**

昭和四十二年八月二日に実施した消防設備士試験（特例試験）の合格者は、  
次のとおりである。

**鳥取県教育委員会知事第十七号**  
臨時教育委員会の会議を次のように招集した。  
昭和四十二年八月十八日

鳥取県教育委員会委員長 井 上 雄

一 日時 昭和四十二年八月二十一日 午前十時半

場所 鳥取市東町 鳥取県教育委員会委員室

5 告白 曜日 金曜日 18日 昭和42年8月18日

昭和42年8月18日 金曜日

# 鳥 取 県 公 報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可